

生食発 0411 第 1 号
平成 29 年 4 月 11 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 29 年厚生労働省告示第 176 号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部が改正されたところですが、改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品アルベンダゾール、農薬イソウロン、農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬シメコナゾール、農薬シモキサニル、農薬スピロテトラマト、農薬チフェンスルフロンメチル、農薬チフルザミド、農薬テブフェノジド、農薬トリフルミゾール、動物用医薬品トルフェナム酸、農薬ピリオフェノン、農薬フルエンシルホン、農薬フルオピコリド、農薬プロチオコナゾール、農薬プロヒドロジャスモン、農薬プロフェノホス、農薬ブロマシル、農薬プロメトリン、農薬ヘキサコナゾール、農薬ヘキシチアゾクス、農薬ベンゾビンジフルピル並びに農薬レピメクチンについて、食品中の残留基準値を設定したこと(5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミンは今後アルベンダゾールとして記載する。)(別紙参照)。

第 2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前

の例による。

農薬等	食品
アルベンダゾール	<p>牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分</p>
イソウロン	<p>米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホツ</p>

	プ、その他のスパイス及びその他のハーブ
エトキサゾール	なつみかんの果実全体、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
シメコナゾール	すもも
シモキサニル	ばれいしょ、トマト、きゅうり及びぶどう
チフェンスルフロメチル	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、てんさい及びその他のスパイス
チフルザミド	魚介類
トルフェナム酸	牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、牛の食用部分及び豚の食用部分
プロヒドロジャスモン	みかん、りんご、ぶどう及びその他のスパイス
プロフェノホス	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカ

	<p>ン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ及びその他のハーブ</p>
<p>プロマシル</p>	<p>アスパラガス、すいか、メロン類果実、まくわうり、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニシリンの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳</p>
<p>プロメトリン</p>	<p>大麦、とうもろこし、そば、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、セロリ、みつば、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他の果実、ひまわりの種子、綿実、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳</p>

<p>ヘキサコナゾール</p>	<p>米、小麦、とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
<p>ヘキシチアゾクス</p>	<p>とうもろこし、小豆類、らっかせい、ばれいしょ、さといも類、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の葉、かぶ類の葉、クレソン、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、ねぎ、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、そ</p>

	<p>他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ及びその他のハーブ</p>
--	--

第3 運用上の注意

- 1 今回残留基準値を設定するアルベンダゾールとは、代謝物 I【5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン】（塩酸酸性条件下の加水分解により代謝物 I に変換される化合物を含む。）とする。
- 2 「羊」、「馬」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)」に設定されていたアルベンダゾールの残留基準値については、基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。
- 3 「あひる」、「七面鳥」及び「その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)」に設定されていたアルベンダゾールの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の家きん」として残留基準値を設定する。
- 4 今回残留基準値を設定するエトキサゾールにあつては、「鶏の脂肪」の基準値を鶏の皮膚にも適用し、「その他の家きんの脂肪」の基準値をその他の家きんの皮膚にも適用すること。
- 5 今回残留基準値を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物 M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4,5]デカ-3-エン-2-オン】をスピロテトラマト含量に換算したものの和とする。
- 6 「ポテトフレーク」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「ポテトフレーク」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ばれいしょ」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 7 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 8 「すもも(乾燥させたもの)」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「すもも(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「すもも」の残留基準値への適・不適を確認する。

- 9 「干しぶどう」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 10 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているテブフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 11 「干しぶどう」に設定されているテブフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 12 今回残留基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び代謝物 FM-6-1 【(E)-4-クロロ- α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件下で FA-1-1 【4-クロロ- α , α -トリフルオロ-o-トルイジン】に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和とし、魚介類にあつてはトリフルミゾールとする。
- 13 今回残留基準値を設定するフルエンシルホンとは、代謝物 BSA 【3, 4, 4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルシルホン酸】とする。
- 14 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているフルオピコリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 15 「干しぶどう」に設定されているフルオピコリドの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値への適・不適を確認する。
- 16 今回残留基準値を設定するプロチオコナゾールとは、農産物にあつてはプロチオコナゾール及び代謝物 M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパノール】をプロチオコナゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつては代謝物 M17 及びその抱合体をプロチオコナゾールに換算したものの和とする。
- 17 今回残留基準値を設定するヘキシチアゾクスとは、農産物にあつてはヘキシチアゾクスのみとし、畜産物にあつてはヘキシチアゾクス及び塩基性条

件下の加水分解でPT-1-3【*trans*-5-(4-クロロフェニル)-4-メチルチアゾリジン-2-オン】に変換される代謝物をヘキシチアゾクス含量に換算したものの和とする。

- 18 今回残留基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチン A3 【(10*E*, 14*E*, 16*E*)-(1*R*, 4*S*, 5' *S*, 6*R*, 6' *R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*)-21, 24-ジハイドロキシ-5', 6', 11, 13, 22-ペンタメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(*Z*)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセテート】及びレピメクチン A4 【(10*E*, 14*E*, 16*E*)-(1*R*, 4*S*, 5' *S*, 6*R*, 6' *R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*)-6'-エチル-21, 24-ジハイドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(*Z*)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセテート】の和とする。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬フルエンズルホンに係る新規農薬登録並びに農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬シメコナゾール、農薬シモキサニル、農薬スピロテトラマト、農薬チフルザミド、農薬テブフェノジド、農薬トリフルミゾール、農薬ピリオフェノン、農薬フルオピコリド、農薬プロヒドロジャスモン及び農薬レピメクチンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

別紙

アルベンダゾール(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.02	0.10
豚の筋肉	●	0.10
羊の筋肉		0.10
馬の筋肉		0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の筋肉		0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.02	
牛の脂肪	● 0.02	0.10
豚の脂肪	●	0.10
羊の脂肪		0.10
馬の脂肪		0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の脂肪		0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	
牛の肝臓	● 1	5.0
豚の肝臓	●	5.0
羊の肝臓		5.0
馬の肝臓		5.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の肝臓		5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.8	
牛の腎臓	● 1	5.0
豚の腎臓	●	5.0
羊の腎臓		5.0
馬の腎臓		5.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の腎臓		5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.8	
牛の食用部分	○ 1	0.1
豚の食用部分	●	5
羊の食用部分		3
馬の食用部分		5
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の食用部分		0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.8	
乳	● 0.02	0.10
鶏の筋肉	●	0.10
あひるの筋肉		0.10
七面鳥の筋肉		0.10
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の筋肉		0.1
その他の家きんの筋肉	●	
鶏の脂肪	●	0.10

アルベンダゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
あひるの脂肪		0.10
七面鳥の脂肪		0.10
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の脂肪		0.1
その他の家きんの脂肪	●	
鶏の肝臓	●	5.0
あひるの肝臓		5.0
七面鳥の肝臓		5.0
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の肝臓		5
その他の家きんの肝臓	●	
鶏の腎臓	●	5.0
あひるの腎臓		5.0
七面鳥の腎臓		5.0
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の腎臓		5
その他の家きんの腎臓	●	
鶏の食用部分	●	5
その他の家きんの食用部分	●	5

イソウロン(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いものをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	● 0.02	0.05

イソウロン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.02
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜	●	0.02
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.02

イソウロン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02

イソウロン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	●	0.02
その他のハーブ	●	0.02

エトキサゾール(殺虫・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.3	0.3
かんしょ	0.05	0.05
その他のきく科野菜	○ 50	
なす	0.5	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.01	0.01
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
まくわうり	0.2	0.2

エトキサゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のうり科野菜	0.2	0.2
みかん	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	● 0.5	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.2	0.2
びわ	0.2	0.2
もも	0.05	0.05
ネクタリン	0.5	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	0.1	0.1
すもも (プルーンを含む。)	0.5	0.5
うめ	0.1	0.1
おうとう (チェリーを含む。)	1	1
いちご	0.5	0.5
ぶどう	0.5	0.5
マンゴー	0.3	0.3
その他の果実	0.5	0.5
綿実	0.2	0.2
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	15	15
ホップ	15	15
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	○ 30	15
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.02
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01

エトキサゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	0.04	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	● 0.04	0.2
その他の家きんの食用部分	● 0.04	0.2
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2

シメコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.1	0.1
大豆	0.2	0.2
こんにゃくいも	0.1	0.1
キャベツ	○ 0.05	
ごぼう	0.3	0.3
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.7	
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2
にんにく	0.1	0.1
にら	○ 0.1	
トマト	0.2	0.2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
ほうれんそう	0.1	0.1
しょうが	○ 0.3	
みかん	0.1	0.1

シメコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
もも	0.7	0.7
ネクタリン	0.5	0.5
あんず (アプレコットを含む。)	1	1
すもも (プルーンを含む。)	● 0.2	0.3
うめ	1	1
おうとう (チェリーを含む。)	3	3
いちご	3	3
ぶどう	0.2	0.2
かき	0.2	0.2
茶	10	10
その他のスパイス	0.3	0.3
その他のハーブ	○ 30	
魚介類	0.02	0.02

シモキサニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.02	0.02
えんどう	0.5	0.5
ばれいしょ	● 0.2	2
クレソン	19	19
はくさい	0.2	0.2
ブロッコリー	○ 1	
アーティチョーク	0.1	0.1
エンダイブ	19	19
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	1	1
にんにく	0.05	0.05
にら	1	1
その他のゆり科野菜	0.05	0.05

シモキサニル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パセリ	19	19
セロリ	6	6
トマト	● 0.7	2
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	0.2	0.2
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.3	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.1	0.1
しろうり	0.05	0.05
すいか	○ 0.2	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
まくわうり	0.04	0.04
その他のうり科野菜	0.1	0.1
未成熟えんどう	0.5	0.5
ラズベリー	4	4
ブラックベリー	4	4
その他のベリー類果実	4	4
ぶどう	● 0.1	1
ひまわりの種子	0.1	0.1
ホップ	7	7
その他のスパイス	0.1	0.1
その他のハーブ	19	19

スピロテトラマト(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 2	
大豆	5	5
小豆類	3	3
えんどう	3	3
そら豆	○ 3	
その他の豆類	3	3
ばれいしょ	1	1
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.6	0.6
かんしょ	0.6	0.6
やまいも (長いもをいう。)	0.6	0.6
その他のいも類	0.6	0.6
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉	7	7
かぶ類の葉	7	7
クレソン	7	7
はくさい	7	7

スピロテトラマト(続き)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
キャベツ	○ 7	2
芽キャベツ	1	1
ケール	7	7
こまつな	7	7
きょうな	7	7
チンゲンサイ	7	7
カリフラワー	○ 7	1
ブロッコリー	○ 7	1
その他のあぶらな科野菜	7	7
アーティチョーク	○ 1	
チコリ	7	7
エンダイブ	7	7
しゅんぎく	7	7
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	7	7
その他のきく科野菜	7	7
たまねぎ	○ 0.8	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	○ 0.8	
にんにく	○ 0.8	
にら	○ 0.8	
アスパラガス	○ 1	
その他のゆり科野菜	○ 0.8	
パセリ	5	5
セロリ	5	5
その他のせり科野菜	5	5
トマト	3	3
ピーマン	10	10
なす	2	2
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり (ガーキンを含む。)	2	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2	2
しろうり	0.2	0.2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.03	0.03
その他のうり科野菜	7	7
ほうれんそう	7	7
オクラ	1	1
しょうが	0.6	0.6
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	3	3
その他の野菜	7	7
みかん	○ 0.4	

スピロテトラマト(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	0.7	0.7
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
マルメロ	0.7	0.7
びわ	0.7	0.7
もも	○ 1	
ネクタリン	3	3
あんず (アプリコットを含む。)	3	3
すもも (プルーンを含む。)	5	5
うめ	3	3
おうとう (チェリーを含む。)	3	3
いちご	10	10
ブルーベリー	○ 3	
クランベリー	○ 3	
ハックルベリー	○ 3	
その他のベリー類果実	○ 3	
ぶどう	2	2
かき	○ 3	
バナナ	○ 4	
パパイヤ	3	3
アボカド	0.6	0.6
パイナップル	○ 0.3	
グアバ	3	3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	3	3
その他の果実	○ 15	13
綿実	1	1
ぎんなん	0.5	0.5
くり	0.5	0.5
ペカン	0.5	0.5
アーモンド	0.5	0.5
くるみ	0.5	0.5
その他のナッツ類	0.5	0.5
コーヒー豆	○ 0.2	
ホップ	15	15
その他のスパイス	○ 7	
その他のハーブ	7	7

スピロテトラマト(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.2	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.02
牛の食用部分	○ 0.2	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.02
ポテトフレーク		1.6
とうがらし(乾燥させたもの)		15
すもも(乾燥させたもの)		5
干しぶどう		4

チフェンスルフロンメチル(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	● 0.05	0.1
大麦	● 0.05	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	● 0.05	0.1
大豆	0.1	0.1
小豆類	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい	●	0.1
その他の豆類	●	0.1
てんさい	●	0.05
トマト	○ 0.07	
べにばなの種子	○ 0.05	
綿実	0.02	0.02
なたね	0.02	0.02
その他のオイルシード	0.02	0.02

チフェンスルフロンメチル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス	●	0.1

チフルザミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 1	0.5
ばれいしょ	○ 0.05	
てんさい	○ 0.05	
その他の野菜	1	1
魚介類	● 1	2

テブフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.3	0.3
そば	5	5
大豆	0.3	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.2	0.015
かんしょ	0.05	0.05
やまいも(長いものをいう。)	○ 0.02	0.015
その他のいも類	○ 0.02	0.015
てんさい	0.05	0.05
さとうきび	1	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	10	10
クレソン	10	10
はくさい	10	10
キャベツ	5	5
芽キャベツ	○ 5	5.0
ケール	10	10
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	0.5	0.5
ブロッコリー	0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜	10	10
チコリ	10	10
エンダイブ	10	10

テブフェノジド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しゅんぎく	10	10
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10
その他のきく科野菜	10	10
ねぎ (リーキを含む。)	○ 2	
にんじん	○ 0.3	
パセリ	10	10
セロリ	○ 2	2.0
その他のせり科野菜	10	10
トマト	1	1
ピーマン	1	1
なす	○ 1	1.0
その他のなす科野菜	10	10
その他のうり科野菜	10	10
ほうれんそう	10	10
しょうが	○ 0.05	0.015
その他の野菜	10	10
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	○ 2	1
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	1	1
びわ	1	1
もも	0.05	0.05
ネクタリン	0.5	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	○ 5	
すもも (プルーンを含む。)	○ 0.7	
うめ	○ 5	
おうとう (チェリーを含む。)	1	1
いちご	1	1
ラズベリー	2	2
ブラックベリー	○ 3	3.0
ブルーベリー	3	3
クランベリー	0.5	0.5
ハックルベリー	3	3
その他のベリー類果実	○ 3	3.0
ぶどう	2	2
キウイ(果皮を含む。)	0.5	0.5
アボカド	1	1

テブフェノジド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マンゴー	0.7	0.7
その他の果実	○ 1	1.0
綿実	○ 2	1.5
なたね	2	2
くり	0.1	0.1
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	25	25
その他のスパイス	○ 2	2.0
その他のハーブ	20	20
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
魚介類	0.3	0.3
とうがらし(乾燥させたもの)		10
干しぶどう		2

トリフルミゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.05	0.05
小麦	0.7	0.7
大麦	0.7	0.7
ライ麦	0.7	0.7
とうもろこし	0.5	0.5
その他の穀類	0.7	0.7
こんにやくいも	1	1
ごぼう	0.3	0.3
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5
にんにく	0.3	0.3
にら	3	3
アスパラガス	0.5	0.5
その他のゆり科野菜	2	2
にんじん	0.5	0.5
パセリ	1	1
セロリ	○ 15	
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5
しろり	0.3	0.3
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.3	0.3
その他のうり科野菜	1	1
オクラ	0.5	0.5
しょうが	0.5	0.5
未成熟えんどう	5	5
りんご	0.7	0.7
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	2	2
もも	0.7	0.7
すもも(プルーンを含む。)	1	1
うめ	1	1
おうとう(チェリーを含む。)	3	3
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	1	1
パパイヤ	1	1

トリフルミゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パイナップル	2	2
マンゴー	0.7	0.7
その他の果実	0.7	0.7
茶	15	15
ホップ	8	8
その他のハーブ	0.5	0.5
牛の筋肉	0.03	0.03
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
魚介類	0.3	0.3

トルフェナム酸(抗炎症剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.03
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.03
牛の肝臓	● 0.02	0.2
豚の肝臓	● 0.02	0.3
牛の腎臓	● 0.02	0.06
豚の腎臓	● 0.02	0.06
牛の食用部分	● 0.02	0.06
豚の食用部分	● 0.02	0.06
乳	0.05	0.05

ピリオフェノン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	1	1
ピーマン	○ 1	
なす	1	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.7	
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.2	
りんご	○ 1	
日本なし	○ 1	
いちご	2	2
ぶどう	○ 3	

フルエンスルホン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かんしょ	○ 3	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	○ 3	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	○ 30	
かぶ類の根	○ 3	
かぶ類の葉	○ 30	
西洋わさび	○ 3	
クレソン	○ 2	
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 2	
芽キャベツ	○ 2	
ケール	○ 9	
こまつな	○ 9	
きょうな	○ 9	
チンゲンサイ	○ 9	
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	○ 2	
その他のあぶらな科野菜	○ 9	
ごぼう	○ 3	
サルシフィー	○ 3	
エンダイブ	○ 2	
しゅんぎく	○ 2	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	
その他のきく科野菜	○ 30	
にんじん	○ 3	
パースニップ	○ 3	
パセリ	○ 2	

フルエンスルホン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
セロリ	○ 2	
その他のせり科野菜	○ 30	
トマト	○ 0.7	
ピーマン	○ 0.5	
なす	○ 0.3	
その他のなす科野菜	○ 0.5	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.7	
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 1	
すいか	○ 0.1	
メロン類果実	○ 1	
その他のうり科野菜	○ 0.5	
ほうれんそう	○ 2	
オクラ	○ 0.5	
その他の野菜	○ 30	
いちご	○ 0.3	
ブルーベリー	○ 0.3	
クランベリー	○ 0.3	
その他のベリー類果実	○ 0.3	
その他の果実	○ 0.5	
その他のハーブ	○ 9	

フルオピコリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも (長いもをいう。)	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.2	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	○ 30	15
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	○ 30	15
西洋わさび	0.2	0.2
クレソン	○ 30	
はくさい	○ 30	5
キャベツ	○ 7	5
芽キャベツ	5	5
ケール	○ 30	
こまつな	○ 30	
きょうな	○ 30	

フルオピコリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
チンゲンサイ	○ 30	
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 30	5
ごぼう	0.2	0.2
サルシフィー	0.2	0.2
チコリ	○ 30	15
エンダイブ	○ 30	25
しゅんぎく	○ 30	25
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 30	25
その他のきく科野菜	○ 30	25
たまねぎ	7	7
ねぎ(リーキを含む。)	10	10
にんにく	7	7
その他のゆり科野菜	7	7
パースニップ	0.2	0.2
パセリ	25	25
セロリ	25	25
その他のせり科野菜	25	25
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	○ 30	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5
しろうり	0.5	0.5
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	○ 30	0.5
ほうれんそう	○ 30	25
オクラ	1	1
しょうが	0.02	0.02
しいたけ	1	1
その他のきのこ類	1	1
その他の野菜	○ 30	25
みかん	○ 0.2	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	
グレープフルーツ	○ 2	
ライム	○ 2	
その他のかんきつ類果実	○ 2	
ぶどう	2	2
その他の果実	1	1

フルオピコリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス	○ 10	
その他のハーブ	○ 30	
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
とうがらし(乾燥させたもの)		7
干しぶどう		10

プロチオコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.4	0.4
大麦	0.4	0.4
ライ麦	0.4	0.4
とうもろこし	0.4	0.4
そば	0.4	0.4

プロチオコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の穀類	0.4	0.4
大豆	0.2	0.2
小豆類	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類	1	1
ばれいしょ	0.02	0.02
てんさい	0.3	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.3	
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.3	
しろうり	○ 0.3	
その他のうり科野菜	○ 0.3	
ブルーベリー	○ 2	
クランベリー	○ 0.2	
ハックルベリー	○ 2	
その他のベリー類果実	○ 2	
なたね	0.2	0.2
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.6	0.5
豚の肝臓	○ 0.6	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.6	0.5
牛の腎臓	○ 0.6	0.5
豚の腎臓	○ 0.6	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.6	0.5
牛の食用部分	○ 0.6	0.5
豚の食用部分	○ 0.6	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.6	0.5
乳	0.004	0.004

プロヒドロジャスモン(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	● 0.01	0.05
なつみかんの果実全体	0.01	
レモン	0.01	

プロヒドロジャスモン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.01	
グレープフルーツ	0.01	
ライム	0.01	
その他のかんきつ類果実	0.01	
りんご	● 0.01	0.05
ぶどう	● 0.01	0.05
その他のスパイス	● 0.03	0.05

プロフェノホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.05
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	● 0.02	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	● 0.01	0.02
やまいも (長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	● 0.03	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	1
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05

プロフェノホス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	●	2
ピーマン	●	0.5
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	● 3	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05

プロフェノホス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	○ 0.2	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	○ 10	0.05

プロフェノホス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	○ 3	2
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05
茶	● 0.2	1
コーヒー豆	○ 0.03	
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	○ 5	0.05
その他のハーブ	●	0.05
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05

プロフェノホス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油, 綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)		0.05

ブロマシル(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アスパラガス	●	0.04
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
みかん	0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.1	0.05
レモン	○ 0.1	0.07
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.05
グレープフルーツ	○ 0.1	0.07
ライム	○ 0.1	0.05
その他のかんきつ類果実	○ 0.1	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05

ブロマシル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
キウイー	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	○ 0.1	0.07
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	●	0.05
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05
その他のスパイス	0.05	0.05
牛の筋肉	●	0.04
豚の筋肉	●	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.04
牛の脂肪	●	0.04
豚の脂肪	●	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.04
牛の肝臓	●	0.04
豚の肝臓	●	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.04
牛の腎臓	●	0.04
豚の腎臓	●	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.04
牛の食用部分	●	0.04
豚の食用部分	●	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.04
乳	●	0.04

プロメリン(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.05
小麦	0.1	0.1
大麦	● 0.02	0.05
ライ麦	○ 0.1	0.05
とうもろこし	● 0.02	0.2
そば	●	0.05
その他の穀類	○ 0.2	0.05
大豆	0.1	0.1
小豆類	● 0.05	0.1
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	● 0.02	0.05
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	●	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも(長いものをいう。)	● 0.02	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	0.05	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.05

プロメリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	● 0.02	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	0.05	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	○ 0.5	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	○ 0.6	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	○ 0.2	0.05
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	● 0.05	0.1
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	0.05	0.05
えだまめ	● 0.02	0.05
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類	●	0.1
その他の野菜	●	0.05
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
綿実	●	0.2
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	○ 4	0.05
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05

プロメリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05

ヘキサコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	●	0.1
大麦		0.01
ライ麦		0.01
とうもろこし	●	0.02
そば		0.01
その他の穀類		0.01
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.05
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いものをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02

へキサコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	●	0.05
にら	●	0.02
アスパラガス		0.01
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜	●	0.02
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.02
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.05
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.5
メロン類果実	●	0.5

ヘキサコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
まくわうり	●	0.5
その他のうり科野菜	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	0.5	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	●	0.5
もも	0.1	0.1
ネクタリン	0.5	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	● 0.2	0.5
すもも (プルーンを含む。)	● 0.3	0.5
うめ	●	0.5
おうとう (チェリーを含む。)	0.5	0.5
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.5
ブラックベリー	●	0.5
ブルーベリー	●	0.5
クランベリー	●	0.5
ハックルベリー	●	0.5
その他のベリー類果実	●	0.5
ぶどう	●	0.1
かき	● 0.3	0.5
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.5
パパイヤ	●	0.5

ヘキサコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.5
その他の果実	● 0.2	0.5
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.1
茶	●	0.05
コーヒー豆	●	0.05
ホップ	●	0.05
その他のスパイス	●	0.5
その他のハーブ	●	0.02

ヘキシチアゾクス(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	●	0.05
大豆	0.5	0.5
小豆類	● 0.4	0.5
えんどう	○ 0.4	0.2
そら豆	○ 0.4	0.2
らっかせい	●	0.2
その他の豆類	○ 0.4	0.2
ばれいしょ	●	0.2
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.5
かんしょ	0.2	0.2
やまいも (長いもをいう。)	●	0.5
こんにやくいも	●	0.2
その他のいも類	●	0.2

ヘキシチアゾクス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	● 0.1	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.5
かぶ類の葉	●	0.5
クレソン	●	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜	●	0.5
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.5
その他のきく科野菜	● 0.3	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.5
にら	●	0.5
アスパラガス	●	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜	●	0.5
パセリ	●	0.5
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	0.1	0.1
ピーマン	● 1	2
なす	● 0.7	2
その他のなす科野菜	● 0.7	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.3	1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	● 0.5	1
しろうり	●	1
すいか	0.5	0.5
メロン類果実	0.5	0.5
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜	● 0.7	1
ほうれんそう	●	0.5
たけのこ	●	2
オクラ	●	2
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	● 1	2

ヘキシチアゾクス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
えだまめ	● 0.5	2
その他の野菜	● 0.7	2
みかん	● 0.1	0.5
なつみかんの果実全体	● 0.7	2
レモン	● 1	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	● 1	2
グレープフルーツ	● 1	2
ライム	● 1	2
その他のかんきつ類果実	● 1	2
りんご	● 0.7	1
日本なし	● 0.5	1
西洋なし	● 0.5	1
マルメロ	● 0.4	1
びわ	● 0.1	1
もも	● 0.1	1
ネクタリン	● 0.3	1
あんず (アプリコットを含む。)	● 0.3	1
すもも (プルーンを含む。)	1	1
うめ	2	2
おうとう (チェリーを含む。)	● 1	2
いちご	○ 6	2
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実	●	1
ぶどう	2	2
かき	● 0.5	1
バナナ	●	1
キウイー	●	0.2
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	○ 2	
その他の果実	● 0.7	2
ぎんなん	○ 0.05	
くり	● 0.05	0.3
ペカン	● 0.05	0.3
アーモンド	● 0.05	0.3

ヘキシチアゾクス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くるみ	● 0.05	0.3
その他のナッツ類	● 0.05	0.3
茶	● 15	35
ホップ	● 25	30
その他のスパイス	○ 5	2
その他のハーブ	● 1	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.02
豚の筋肉	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.02
牛の脂肪	○ 0.05	0.02
豚の脂肪	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.02
牛の肝臓	○ 0.05	0.02
豚の肝臓	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.02
牛の腎臓	○ 0.05	0.02
豚の腎臓	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.02
牛の食用部分	○ 0.05	0.02
豚の食用部分	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.02
乳	○ 0.05	0.02
鶏の筋肉	○ 0.05	
その他の家きんの筋肉	○ 0.05	
鶏の脂肪	○ 0.05	
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	
鶏の肝臓	○ 0.05	
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	
鶏の腎臓	○ 0.05	
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	
鶏の食用部分	○ 0.05	
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	
鶏の卵	○ 0.05	
その他の家きんの卵	○ 0.05	

ベンゾビンジフルピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.1	
大麦	○ 2	
ライ麦	○ 0.1	

ベンゾベンジフルピル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.02	
その他の穀類	○ 2	
大豆	○ 0.07	
小豆類	○ 0.2	
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.2	
らっかせい	○ 0.02	
その他の豆類	○ 0.2	
ばれいしょ	○ 0.02	
かんしょ	○ 0.02	
さとうきび	○ 0.02	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 2	
その他のなす科野菜	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	
その他のうり科野菜	○ 0.3	
オクラ	○ 2	
その他の野菜	○ 0.2	
りんご	○ 0.2	
日本なし	○ 0.2	
西洋なし	○ 0.2	
マルメロ	○ 0.2	
その他のベリー類果実	○ 1	
ぶどう	○ 1	
パッションフルーツ	○ 1	
その他の果実	○ 2	
綿実	○ 0.05	
なたね	○ 0.2	
その他のオイルシード	○ 0.2	
その他のスパイス	○ 2	
牛の筋肉		0.01
豚の筋肉		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01
牛の脂肪		0.01
豚の脂肪		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01
牛の肝臓		0.01
豚の肝臓		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01
牛の腎臓		0.01
豚の腎臓		0.01

ベンゾベンジフルピル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

レピメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	0.05	0.05
大豆	0.01	0.01
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.3	0.3
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	0.5	0.5
はくさい	0.05	0.05
キャベツ	0.05	0.05
ケール	1	1
こまつな	1	1
きょうな	0.3	0.3
チンゲンサイ	1	1
カリフラワー	0.2	0.2
ブロッコリー	0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜	1	1
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	1	1
その他のきく科野菜	○ 0.7	

レピメクチン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ (リーキを含む。)	0.01	0.01
アスパラガス	○ 0.2	
トマト	0.3	0.3
ピーマン	0.1	0.1
なす	0.2	0.2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.1	0.1
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	0.01	0.01
ほうれんそう	2	2
未成熟えんどう	○ 0.2	
未成熟いんげん	○ 0.1	
えだまめ	0.1	0.1
その他の野菜	○ 0.05	
みかん	0.01	0.01
なつみかんの果実全体	0.03	0.03
レモン	0.1	0.1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.1	0.1
グレープフルーツ	0.1	0.1
ライム	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
もも	0.01	0.01
おうとう (チェリーを含む。)	0.2	0.2
いちご	0.5	0.5
ぶどう	0.3	0.3
茶	0.3	0.3
その他のスパイス	0.3	0.3
その他のハーブ	1	1
魚介類	0.02	0.02

脚注

※○：平成29年4月11日適用（規制緩和の品目）

●：平成29年10月11日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- ・ 今回残留基準値を設定するアルベンダゾールとは、代謝物I【5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン】（塩酸酸性条件下の加水分解により代謝物IIに変換される化合物を含む。）とする。

- ・「羊」、「馬」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)」に設定されているアルベンダゾールの残留基準値については、基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。
- ・「あひる」、「七面鳥」及び「その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)」に設定されているアルベンダゾールの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の家きん」として残留基準値を設定する。
- ・今回残留基準値を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4,5]デカ-3-エン-2-オン】をスピロテトラマト含量に換算したものの和とする。
- ・「ポテトフレーク」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「ポテトフレーク」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ばれいしょ」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・「すもも(乾燥させたもの)」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「すもも(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「すもも」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・「干しぶどう」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値への適・不適を確認する。
- ・「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているテブフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の基準値への適・不適を確認する。
- ・「干しぶどう」に設定されているテブフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。

- ・今回基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び代謝物FM-6-1【(E)-4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件下でFA-1-1【4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-o-トルイジン】に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和とし、魚介類にあつてはトリフルミゾールとする。
- ・今回残留基準値を設定するフルエンシルホンとは、代謝物BSA【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルシルホン酸】とする。
- ・「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているフルオピコリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・「干しぶどう」に設定されているフルオピコリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・今回残留基準値を設定するプロチオコナゾールとは、農産物にあつてはプロチオコナゾール及び代謝物M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパノール】をプロチオコナゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつては代謝物M17及びその抱合体をプロチオコナゾールに換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するヘキシチアゾクスとは、農産物にあつてはヘキシチアゾクスのみとし、畜産物にあつてはヘキシチアゾクス及び塩基性条件下の加水分解でPT-1-3【*trans*-5-(4-クロロフェニル)-4-メチルチアゾリジン-2-オン】に変換される代謝物をヘキシチアゾクス含量に換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチンA3【(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-21,24-ジハイドロキシ-5',6',11,13,22-ペンタメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(Z)-2-メキシイミノ-2-フェニルアセテート】及びレピメクチンA4【(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-6'-エチル-21,24-ジハイドロキシ-5',11,13,22-テトラメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(Z)-2-メキシイミノ-2-フェニルアセテート】の和とする。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。